

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業所： 居宅介護支援事業所 すみれ

居宅介護支援事業所すみれ重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (052-253-9110) (月～金曜日 09:00～17:00)

担当 介護支援専門員 牧原 尚美 /管理責任者 牧原 尚美

ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所すみれ
所在地	名古屋市中区大須一丁目 29 番 66 号
事業所の指定番号	2370602324
サービス実施地域※	名古屋市全域

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後17時まで

(土日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業)

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料(ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(ア) 居宅介護支援費Ⅰ(取扱件数40件未満の場合)

要介護1・2 1086 単位/月 要介護3・4・5 1411 単位/月

(イ) 居宅介護支援費Ⅱ(取扱件数40件以上60件未満の場合)

要介護1・2 544 単位/月 要介護3・4・5 704 単位/月

(ウ) 居宅介護支援費Ⅲ(取扱件数60件以上場合)

要介護1・2 326 単位/月 要介護3・4・5 422 単位/月

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、実施地域から片道1km以上10円/キロの交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

(4) 居宅介護支援報酬単位

- ・入院時情報連携加算（Ⅰ） 200 単位（介護支援専門員が入院後 3 日以内に病院又は診療所に訪問し、情報提供を行った場合）
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ） 100 単位（介護支援専門員が入院後 7 日以内に病院又は診療所に訪問する以外の方法により情報提供を行った場合）
- ・退院・退所加算
カンファレンス参加無し 連駆 1 回 450 単位 連携 2 回 600 単位
カンファレンス参加有り 連携 1 回 600 単位 連携 2 回 750 単位 連携 3 回 900 単位
医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。ただし「連携 3 回」算定できるのは、1 回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
- ・小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算 300 単位
利用者がサービスから小規模多機能型居宅介護の利用に移行する際に、必要な情報を小規模多機能型居宅介護支援事業所に提供した場合
- ・初回加算 300 単位
新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の 2 段階以上の変更を受けた場合
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じてサービス等の利用調整を行った場合
- ・複合型サービス事業所連携加算 300 単位
利用者が複合型サービスの利用を開始する際に、当該お客様に係る必要な情報を複合型サービス事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合
- ・ターミナルケアマネジメント加算 400 単位
末期の悪性腫瘍で在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）が対象
24 時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備
利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施
訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供
- ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

居宅介護支援の内容に関する苦情に対しては、真摯に受け止め誠意を持って問題の解決にあたり、対応内容を記録し更なる質の向上に努める。

円滑かつ迅速に対応するために、以下の手順で行います。

- ① 苦情対応の把握 ② 検討会の開催 ③ 改善の実施 ④ 解決困難な場合の対応
- ⑤ 再発防止の行動を行う

事業所サービス窓口 電話：052-253-9110 担当 牧原尚美

(2) その他の窓口

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保護課

電話：052-959-3087 担当 介護保険課

国民健康保険団体連合会：愛知県国民健康保険団体連合会

電話：052-971-4165 担当 介護福祉課 苦情調査係

6. 緊急時の対応方針

(1) 居宅介護支援の提供により、容態の変化、又は事故が発生した場合は、事前の打合せに市区町村・主治医・救急隊・親族・後見人・地域包括支援センター等へ連絡して速やかに必要な措置を講じます。

(2) 対応可能時間

9:00～17:00（それ以外は転送電話にて対応可）

(3) 緊急時の連絡先

事業所名：居宅介護支援事業所 すみれ

所在地：名古屋市中区大須一丁目29番66号

電話番号：052-253-9110

6. 虐待の防止のための措置

事業者は、お客様の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに防止策を講じ市区町村へ報告します。

7. 契約の終了

(1) お客様は、事業者により1週間の予告期間をおいて書面で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。但し、お客様の病変。急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でも契約を解除することができるものとします。

(2) お客様は、次の事由に該当した場合は、事業者により書面で通知することにより、直ちに契約を解除できます。

① 事業者が正当な理由なく居宅介護支援を提供せず、お客様の請求にもかかわらずこれを実施しようとする場合

② 事業者が守秘義務に反した場合

③ 事業者が、お客様又はそのご家族等、お客様の介護をしている人の生命・身体・財産・信用等を傷つける、若しくは著しい不信行為を行う等、契約を継続しがたい重大な事実が認められる場合

④ 事業者が破産・倒産した場合

(3) 事業者は、やむを得ない事情がある場合、お客様に1か月の予告期間をおいて書面で通知することにより、契約を解除することができます。この場合には、他の居宅介護支援事業者を紹介します。

(4) 事業者は、次の事由に該当した場合には、書面でお客様に通知することにより、直ちに契約を解除することができるものとします。

・法定代理受領ができない場合、お客様の利用料金の支払いが請求日から3か月以上遅延した場合

・お客様又はそのご家族が、事業者や事業所の介護支援専門員に対して、契約を継続しがたいほどの重大な行為を行った場合

(5) 次の事由に該当した場合は、契約は自動的に終了します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、介護保険の非該当又は要支援と認定された場合
- ・お客様が、死亡した場合又は被保険者資格を喪失した場合
- ・事業者が、お客様へ最後に居宅サービス計画を作成した月から3年が経過したとき

8. 個人情報の保護

- (1) 事業者は、その業務上知り得たお客様及びそのご家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適正に取り扱うものとします。
- (2) 従業者は、その業務上知り得たお客様及びそのご家族の秘密を保持するものとします。
- (3) 従業者であった者が、業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とします。
- (4) 事業所は、他の居宅サービス事業者等に対して、お客様及びご家族に関する情報を提供する際は予め書面によりお客様及びご家族の同意を得るものとします。

9. 当法人の概要

法人種別・名称	有限会社 すみれ
資本金	3,000,000 円（資本準備金含まず） ※平成29年09月01日現在
社員数	6名（正社員のみ）
設立	平成14年03月
所在地・電話	名古屋市中区大須一丁目29番66号 代表取締役 牧原尚美 電話 052-253-5619
事業内容	居宅介護支援事業、訪問看護事業、訪問介護事業

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

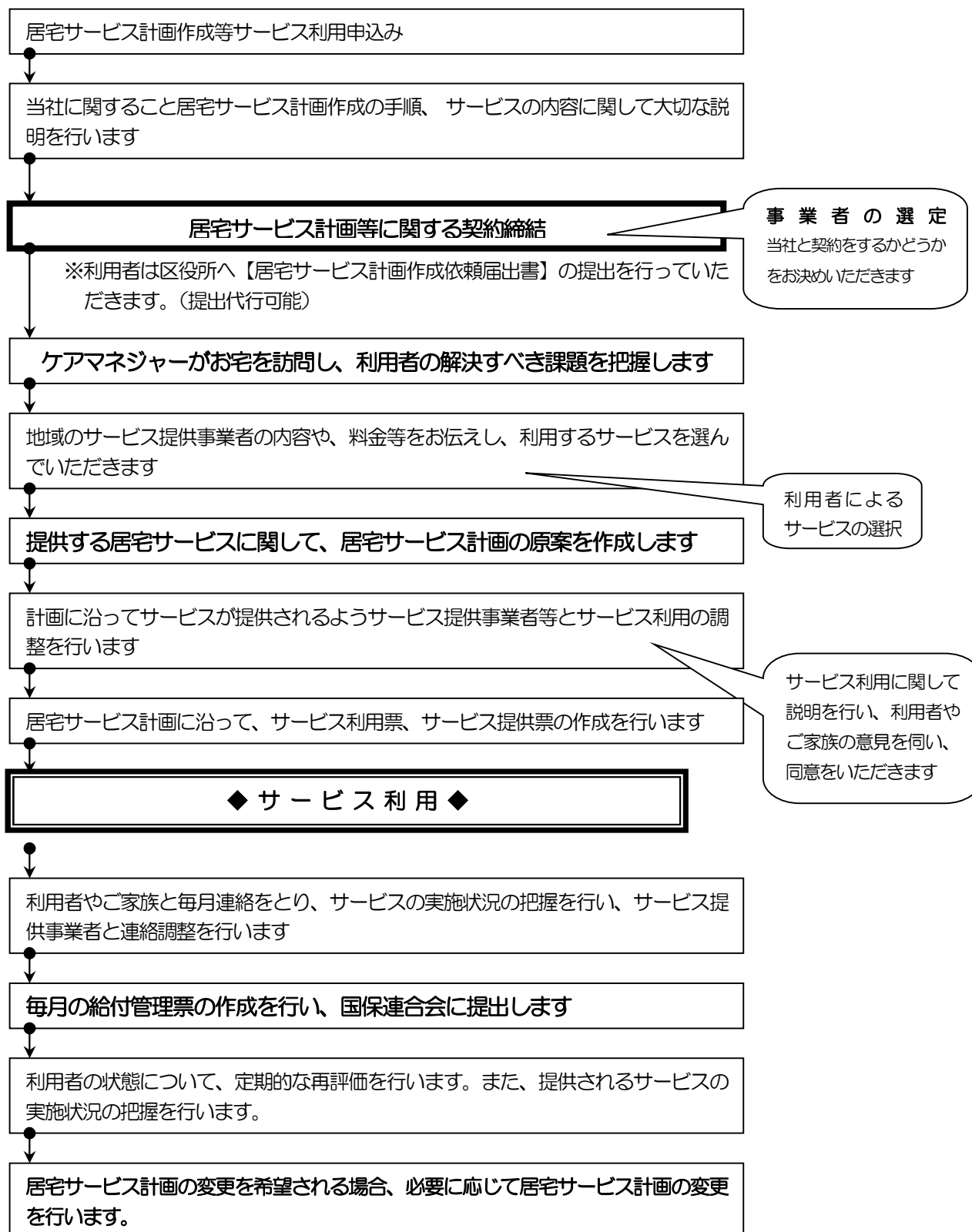
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とされないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



本書は2通を作成し、お客様、事業者が記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	事業者名	有限会社 すみれ	
	所在地	名古屋市中区大須一丁目29番66号	
事業所	事業所名	居宅介護支援事業所 すみれ	
	所在地	名古屋市中区大須一丁目29番66号	
	説明者	管理者 牧原 尚美	印

- 私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。
- 私は、サービス別利用割合の説明を受けました。

お客様	住所	
	氏名	印

(後見人・ご家族)

お客様との関係

住所	
連絡先	
氏名	印

